

平成26年5月30日策定

平成30年4月 2日第一次改訂

平成30年6月29日第二次改訂

学校いじめ防止基本方針 (富士市立富士中学校)

富士市立富士中学校

学校いじめ防止基本方針【改訂】

1 基本方針の策定にあたって

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。しかながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚する。

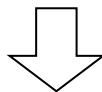
さらに「いじめ防止対策推進法（改正）」、「いじめの防止等のための基本的な方針（改正）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「富士市いじめ問題対応ガイドライン」の解釈に基づいて「いじめ」と「けんか」の捉え方を全教職員で共通認識をもち、いじめの認知漏れに至らないように、細心の注意を払っていく。

以上のことから、本校においてもいじめに苦しむ子供をなくすために、本方針を策定し、日々の実践を積み重ねて、学校、家庭、地域が協力し、いじめの起こりにくい教育環境を築いていきたいと考える。

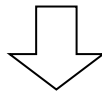
2 いじめの定義の共通理解

—いじめの定義の変遷（文部科学省）—

「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」（昭和 60 年から）



「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」（平成 18 年から）



「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（平成 25 年いじめ防止対策推進法第 2 条）

上記に基づいて、いじめの定義の 4 要素は

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童等であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じているもの である。

なお、「けんかやふざけ合い」であっても、生徒の感じる被害性に着目して、「いじめか否かを判断する」必要がある。「いじめの疑い」の段階で、見過ごすことなく迅速な対応をする。

3 いじめの防止等の対策のための組織

・いじめの「認知」をした場合、別表1にしたがって下記のメンバーで組織的な対応を行う。

《いじめ防止対策委員会（以下、委員会）》 毎月第一週に開催。

構成員：校長・教頭・主幹教諭・各学年主任・生徒指導主事・養護教諭

《拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）》

構成員：いじめ防止対策委員・PTA会長・副会長・スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー・富士警察署サポートセンター
青少年相談センター・学校教育課 等

4 いじめの防止等の対策

(1) 人権教育の推進

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- ② 学級活動や道徳の時間を使っての「思いやりの心」の育成。
- ③ 「人間関係づくりプログラム」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得。
- ④ 仲間と共に、学習課題の解決を図る学習指導法の研究。
- ⑤ 子どもたちに達成感を感じさせられる授業の実践。
- ⑥ 「Q-U」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握した計画的な指導と援助。
- ⑦ 研修の充実による「学び合い」の深化。

(2) 生徒が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動の設定

- ① 生徒集会や生徒会活動において、いじめをなくすための取組。
- ② 生徒会が中心となって「スマホ・携帯電話・ゲーム機等の利用ルールづくり」をする取組。
- ③ 姉妹校との交流を図る中で、異文化に対する偏見をなくし、正しい知識と教養を身に付け、より良い関係を築く。
- ④ 地域のボランティア活動への積極的な参加。

(3) 情報モラルの指導

- ① 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づける
- ② スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座の開催
- ③ 生徒会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組

(4) 保護者や地域への啓発

- ① PTA総会での周知。
- ② PTA役員会の活用。（生活指導部会での情報提供）
- ③ 民生・児童委員・主任児童委員との懇談会の活用。

(5) いじめに関する教職員の研修

- ① 学級担任だけでなく、級外を含め、学年集団などの教師集団全員で行う。
- ② 養護教諭やスクールカウンセラーとの積極的な情報交換を行う。
- ③ 生活指導部会、主任者会での情報交換で問題の共有化を図る。
- ④ 「学び合い」が可能な人間関係を、教師間で見取る研修の推進。
- ⑤ 静岡県教育委員会発行の「人権教育の手引き-子どもたちの笑顔のために-」を活用した校内研修。
- ⑥ 富士市教育委員会発行の「いじめの認知といじめ問題への取組-研修用資料-」を活用した校内研修。

(6) いじめの早期発見・早期対応（詳細は別表2に記載）

- ① 「いじめは見えにくい」の視点に立って、「遊びやふざけ合い」のような形態にも早い段階から対応する。
- ② 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、生徒と同じ空間にいる時間を増やす。
- ③ 三行日記などのやりとりを通して、生徒との信頼関係をつくっていく。
- ④ 6月・10月・1月の年3回、生活アンケートを教育相談に重ねて実施する。
- ⑤ 同時期に、「いじめ」に関するアンケートも実施する。
- ⑥ 担任以外の先生との教育相談も適宜実施する。
- ⑦ アンケートは実施後に集計し、集計結果を基に委員会で対策を検討する。
- ⑧ スクールカウンセラーとのカウンセリングを推進する。
- ⑨ 事実確認と情報の共有を、より短時間で正確に行うために、下記の内容に留意する。

把握すべき情報（5W1H）

- ◇誰が誰をいじているのか？<加害者と被害者の確認>
- ◇いつ、どこで起こったのか？<時間と場所の確認>
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？<内容>
- ◇いじめをしてしまった動機は何か？<要因>
- ◇いじめのきっかけは何か？<背景>
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？<期間>

(7) いじめに対する措置

- ① 指導体制の確立（委員会が中心となる。）
 - ・被害、加害の子どもとの直接的な聞き取りや指導には、学級担任・学年部職員の複数で対応する。
 - ・保護者への対応が必要な場合は、まずは、担任・学年主任・生徒指導主事があたる。
 - ・全体の見取り（事実・背景・見通し）については担任・学年主任・生徒指導主事が聞き取りの情報に基づいて収束の方向性を見極める。
 - ・起こった事実・背景・今後の処置等を担任・学年主任・生徒指導主事が管理職に報告をし、指示を受ける。
 - ・いじめ対応の共通理解をする。（附則1参照）
- ② 関係生徒からの実態把握
 - ・時間と場所、話し方に配慮しながら、被害・加害の生徒の話を聞く。
個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の側に立って行うことに留意する。

- ・起こった事実の原因の解明。事実に基づく処置の仕方の模索。
 - ・いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。
 - ・いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させる。
- ③ いじめを受けている生徒の安全の確保
- ・登下校や休み時間等の教師の配置。
 - ・別室登校の準備。
 - ・座席配置の工夫。学習グループのメンバーの工夫。
- ④ 保護者との連携や対応策についての十分な説明と了承の受諾
- ・被害側の家庭の思いを尊重しながら「事実関係」、「指導の過程と方向性」の説明をする。その際、5日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に示す。
 - ・加害側の保護者への「事実関係」、「指導の過程と方向性」の説明。その理解と協力を得る。
- ⑤ 加害生徒の、いじめに対する自戒の念、被害生徒への謝罪の気持ちの醸成
- ・再発防止のため、当該生徒とその保護者を含めた関係者の継続的な観察。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していく。

(8) 重大事態への対処

① 調査

- ・いじめの「疑い」が生じた段階で、調査を開始する。
- ・重大事態が発生した場合には市教育委員会（以下、市教委）に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。
- ・調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処及び防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。

② 各対応（詳細は別表3に記載）

- ・生徒対応（担当：生徒指導主事）
臨時全校集会等の開催
- ・保護者対応（担当：教頭）
臨時保護者会の開催
- ・警察対応（担当：教頭）

5 開発的・予防的生徒指導

「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

- (1) 日常の学級経営において、一人一人を大切に示す姿勢を示す。
- (2) 教師自身による率先垂範。
- (3) 学級活動や道徳の時間を使っての「思いやりの心」の育成。
- (4) 人間関係づくりプログラムやグループエンカウンターの実施。
- (5) 生徒集会や全校集会において、いじめをなくすための取り組み。
- (6) 学校からの情報発信により、学校の方針や体制についての理解を図る。
- (7) 研修の充実による「学びの共同体」の育成。

- ① 仲間と共に、学習課題の解決を図る学習指導法の研究。

② 子どもたちに達成感を感じさせられる授業の実践。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) 定義

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS 等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

(2) トラブルの事例

無料通話アプリのグループトークで生じるいじめには、次のようなものがあげられるので、利用の際には十分気をつけるよう、啓蒙をする。

- ① 特定の子に対し、その子の発言だけを無視する。
- ② その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
- ③ その子以外とグループを作り悪口を言う。
- ④ その子を突然グループから外す。

(3) 未然防止

- ① スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などの開催。
- ② 生徒会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組。

7 いじめの解消について

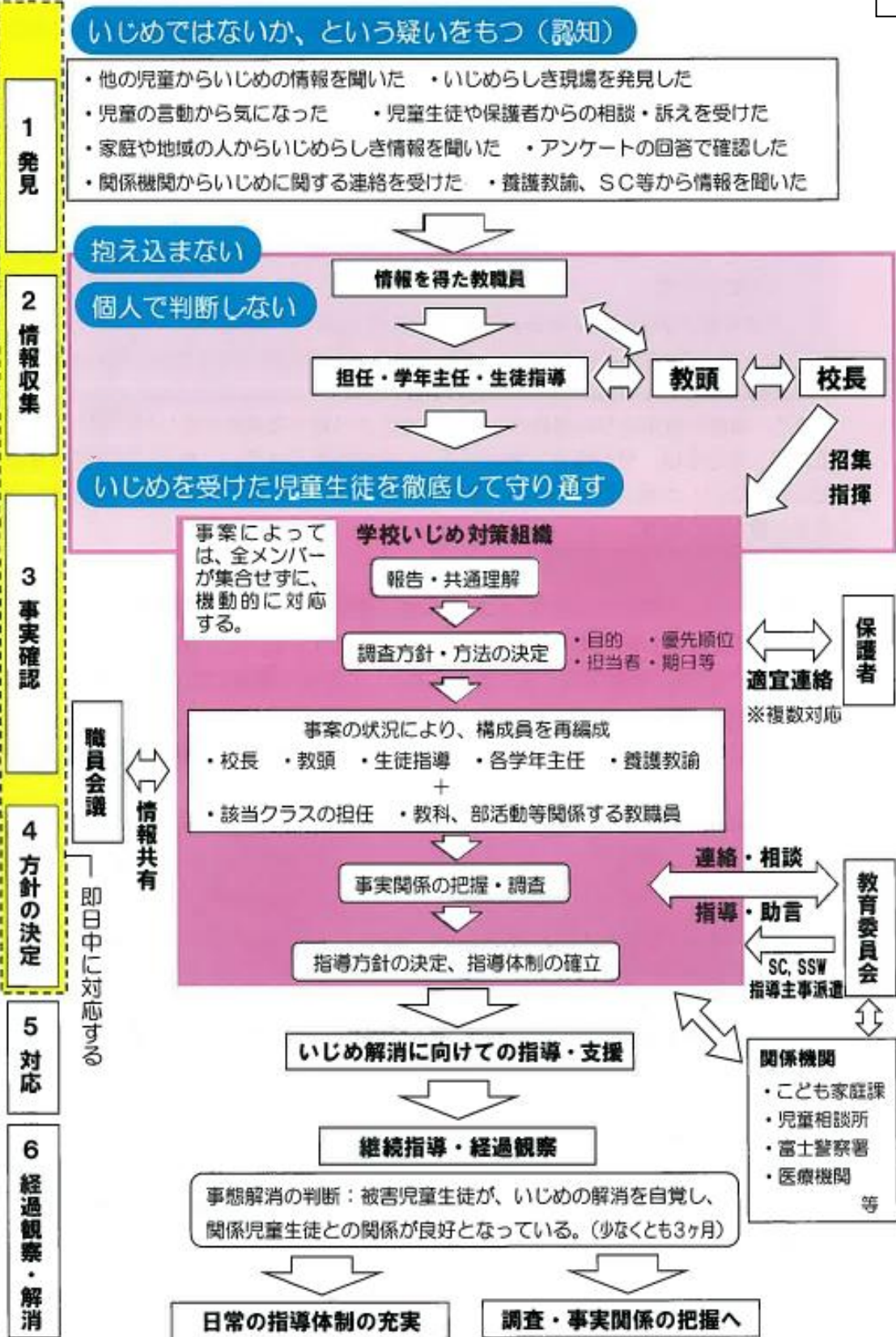
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも下記の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

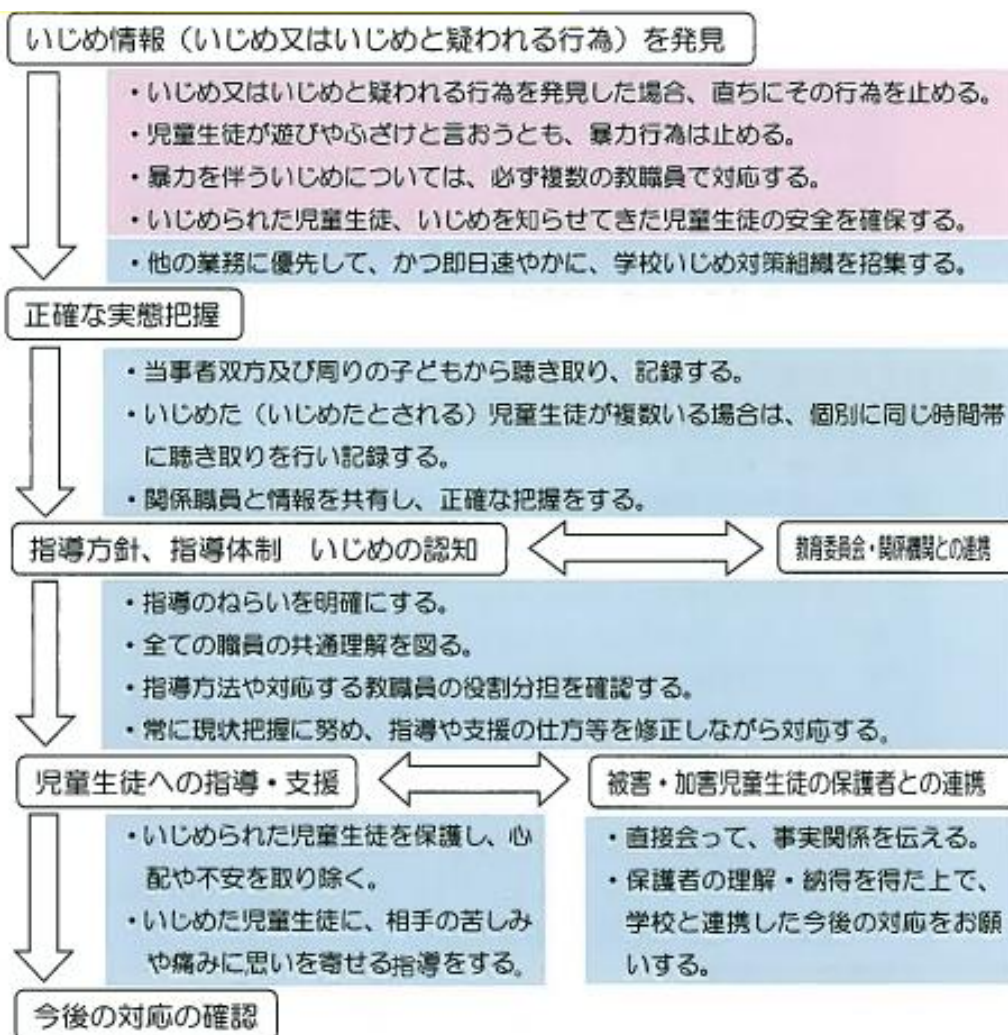
(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを、面談等により確認する。
- ・いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全安心を確保する。





重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

- ・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。
- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
 - イ 欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
 - ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
 - エ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるか、の判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校評議員、PTA代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明・報告

調査対象者及びその保護者への説明・報告

市長及び教育委員への説明・報告等

調査結果を踏まえた必要な措置

} 学校が調査主体の場合、学校が行う
 } 教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

————— 教育委員会が行う

————— 学校と教育委員会が連携して行う

- (1) いかなる場合でも、いじめの被害者の生徒を全面的に守る。
- (2) いじめ被害の生徒が何らかの問題(生徒指導上、あるいは精神的問題)を抱えている場合でも、被害生徒の訴えに耳を傾けて誠実に対応する。
- (3) 被害生徒のいじめの訴えが被害妄想的であっても、被害生徒の訴えをまず誠実に聞き対応することで、被害生徒本人や家族とのトラブルを避けられる。
- (4) その他、被害生徒がいじめにつながりやすい要因(弱点)をもっていることがあるが、それを理由にいじめ指導を躊躇することがあってはならない。
これは、特別支援を要する生徒に起こりやすい事例である。
- (5) 加害生徒からの仕返しや報復を恐れて教員に相談しない場合が多いので、被害生徒を仕返しや報復から絶対に守り抜くということを教員集団として決意し、日頃から生徒たちに伝えておく。
- (6) 実際のいじめの相談や指導において、徹底して被害生徒への仕返しや報復から守り抜く。
- (7) 被害生徒を安心させるため、教員の連絡先を伝え、いつでもどこでも仕返しや報復から守り抜く決意を伝える。
- (8) 加害生徒への指導は、仕返しまで予測して注意し、教員側が断固として被害生徒を守り抜く決意を加害者側にも示す。
- (9) 被害者も加害者も保護者にとってはかけがえのない子どもであるので、指導方法と連絡については、十分な配慮をする。
- (10) 加害生徒も何らかの心理的問題を抱えていることがあるので、毅然とした指導の後、教員の役割分担の中で加害生徒の言い分も聴き、フォローしていく。
- (11) 被害生徒が、事態の悪化や報復を恐れ加害生徒への直接の指導を嫌がる場合、直接指導に代わる他の方法を考え、速やかに実行する。
- (12) いじめ問題は、一人の教員だけでは対応できないので、必ず連携し、管理職にも報告し、組織的に対応する。被害生徒とその家族は、学校の組織的な対応を知るだけである程度安心する。
- (13) 表面的にはふざけを装ういじめの行為もあるので、身体的な接触の見られる行為に対しては、「もう、よしなさい」「少しひどいよ」などの声掛けで牽制をする。
- (14) 「配慮なき正当な指導」により、生徒に直接的なダメージをもたらすだけでなく、周囲の生徒がそうした光景を目の当たりにすることによる、間接的な影響を与える可能性があることを念頭に置いて指導にあたる。